

第10章 内部質保証

1 目的・目標

(1) 自己点検・評価の基本方針

自己点検・評価の実施にあたり、毎年度、自己点検・評価委員会において「自己点検・評価の基本方針」(資料10-1)を定め、基本方針にそって実施要領を策定している。

2011年度の基本方針は、教育・研究水準を向上させるため、組織や活動についての自己点検・評価を恒常的に行い、大学改革に効果的に生かすことのできる体制と方法を確立することや、認証評価機関による評価への対応を行い、具体的な大学改革につなげることで、さらにこれらのプロセスが改革のために必要なツールとして機能させるために、『教育・研究に関する年度計画書』のような予算のプロセスやデータベース作成などの作業と連動させ、全学的な視点での自己点検・評価を体系的に行う仕組みを構築することを掲げ、自己点検評価を実施した。

(2) 情報の公表方針

2010年6月15日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令によって大学が公表すべき教育情報が法令上明確化されたことを受け、本学が公表する教育情報の種類や方法を「学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報の公表について」(2010年12月14日開催理事会資料)のとおり定め、ホームページ等によって公表している。

法人情報については、関連法規を遵守し、社会に対する説明責任を果たすことを方針として、財務情報、事業計画書、事業報告書等をホームページで公表している。

情報の公開請求に対しては各部署において適切な対応を行うこととなっている。

(3) 内部質保証の方針

2011年度学長方針において「恒常的な自己点検・評価を行い、大学改革を効果的に活かす」としており、「改善方策について財政的裏付けがなされるよう、年度計画書と連動させる」ことが示されている。本学は、自己点検・評価と年度計画をPDCAサイクルの両輪とすることで、予算との連動を図り、さらに「評価委員会」における外部有識者の意見を反映させる等の客観性を担保する仕組みに配慮しつつ、改善・改革を一義的な方針とする内部質保証システムの構築を進めている。

2 現状

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

① 自己点検・評価の実施と結果の公表

本学は、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得てから、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において「明治大学自己点検・評価規程」(資料10-2)に従い、自己点検・評価を毎年度、実施してきた。

自己点検・評価実施の依頼及び学内説明会を開始時とすれば、報告書の公表時まで約1年間のプロセスである。『明治大学自己点検・評価報告書』は、評価委員会の評価を含め、ホームページに毎年掲載され、冊子としても各部署に配布している。外部評価につい

ては、2007年度に行った大学基準協会の大学評価（認証評価）結果において適合認定を受け、その結果をホームページに掲載している。

2011年度の自己点検・評価活動は、3月の東日本大震災の影響で全体的にスケジュールが1か月程度遅れたが、大きな混乱はなくHPでの報告書の公表にまでに至った。

学長（自己点検・評価 全学委員会委員長）は2012年1月16日、自己点検・評価規程に基づき、『2010年度自己点検・評価報告書』（資料10-3）を理事長（評価委員会委員長）へ提出した。同報告書提出を受け、2月1日に評価委員会が開催され、自己点検・評価が適切に行われているか点検するとともに、報告書に記載された改善計画を基に、今後明治大学が重点的に改善改革すべき点等を議論し、その結果は「評価委員会による評価結果」（資料10-4）としてとりまとめ、報告書と同時にホームページで公開している。今後は、年度計画や事業計画等に反映させ、明治大学の改革改善サイクル促進に利用される。

認証評価における助言や指摘事項について必要な改善を計画的に行うために制度化された「改善アクションプラン」は、3カ年改善に向けて取組みを実施し、その取組みを本年7月に「改善報告書」（資料10-5）にまとめ大学基準協会へ提出した。その結果、再度報告を求める事項はないとし、改善に向けた取組みは一定の評価を得た。しかし、改善アクションプランで全てを解決した訳ではなく、なお改善努力を継続するものがあつた。そのため、引き続き第2期として3カ年の改善アクションプランを策定することとした。

また本年は、6月24日に、大学基準協会と基準協会が行う評価のプロセス体制について等、また10月20日には神奈川大学、10月27日に同志社女子大学と内部質保証システムやPDCAサイクルについて意見交換等を行った。さらに、9月11日～18日でアメリカのサンフランシスコを調査に訪れた。今回の調査は特に教育の質保証（リクルーティング、学生交流をスムーズにする教育システム、教育コンテンツ）に焦点を絞り、共通の教育システムを採用して、国内外の学生が自由に行き来しているカリフォルニアの大学や認証評価機関（西部地区基準協会「WASC」）を訪問した。

② 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

○ 財務情報の公表

本学は従来から教職員・学生・父母・校友など大学関係者を中心に、大学の財政状況について理解を得られるよう広報紙などを通じて積極的な財政公開を行ってきた。具体的には、教職員・父母・校友には『明治大学広報』（資料10-6）を通じて、予算については「予算編成方針」「予算の概要」「消費収支予算」「資金収支予算」を、決算については「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」を掲載して、それぞれの主な内容について説明を行ってきた。

また、ホームページ上（資料10-7）でも、予算については「予算編成方針」「予算の概要」「消費収支予算」「資金収支予算」を、決算については「独立監査法人の監査報告書」「監事による監査報告書」「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」を、その他、上半期決算に伴う「貸借対照表」「資金収支計算書」「消費収支計算書」を含めて公開している。

なお、学生には『M-style』（資料10-8）に、予算・決算がホームページ上で公開したことのお知らせを掲載している。

その他、法令に基づき、決算については「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」「事業報告書」及び「独立監査人の監査報告書」「監事による監査報告書」も財務部財務課、総務部和泉キャンパス課・生田キャンパス課内において閲覧に供することになっている。

このように財政に関わる情報の公開方法は、従来の広報紙に加えて、ホームページ上でも公開しており、大学関係者以外の一般社会にも理解を得られるよう改善を図っている。

○ 学校法人としての情報公開

学校法人は公共的な性格を有していることから、社会に対し、正しい情報を適切な方法により公開していくことが求められており、真摯にその対応を進めていくことが重要である。

本学においては、財務状況、事業計画・事業報告及び自己点検・評価報告をはじめとして、ホームページや刊行物により教員研修（FD）活動、環境保全、地域社会連携、キャンパス・ハラスメント、個人情報保護、等への各種取組みを公開している。

また、2010年6月15日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令によって大学が公表すべき教育情報が法令上明確化されたことを受け、本学が公表する教育情報の種類や方法を「学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報の公表について」（2010年12月14日開催理事会資料）のとおり定め、ホームページ（資料10-9）等によって公表している。

○ 情報公開請求への対応した体制の整備

学内関係者及び学外団体から学内情報に係る公開の請求があった場合には、関係する部署においてその都度対応している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

① 内部質保証の方針と手続きの明確化

本学が毎年行っている自己点検・評価の方針については、新しい年度の最初に基本方針を定め、周知させており、また関連規程や自己点検・評価報告書に目的・目標が明記されている。

内部質保証の方針は、学長方針として「大学改革に効果的な方策とする」ことが明記され、「自己点検・評価」と「年度計画・予算システム」との連動を図り、実質的な改善・改革を進めることを方針とし、その仕組みづくりを行っている。この手続きについては、自己点検・評価は「明治大学自己点検・評価規程」に、年度計画は「学校法人明治大学予算管理要綱」（資料10-10）に規定されている。これら制度は、大学構成員にとっても複雑であるため、自己点検・評価の広報誌であるニューズレター「じこてん」（資料10-11）などでわかりやすく周知させている。

これら手続きを担う組織について、自己点検・評価結果を活用した大学全体の方針立案、計画策定は、「学長スタッフ会議」が担っており、自己点検・評価報告書をもとに「教育研究年度計画書の策定にあたって（学長方針）」を策定している。学長方針は、各学部等が「各学部等年度計画書」を策定するにあたり参考とするものとなっている。そのため、自己点検・評価結果は大学全体の方針に反映すると同時に、各学部等大学諸機関の計画立案、予算計画に反映されている。この制度を担保するために、「各学部等年度計画書」は、自己点検・評価の10の評価基準に合わせて作成することとなっている。

内部質保証システムを担う組織は、全学的には自己点検・評価全学委員会における点検・評価と、学長スタッフ会議における計画・予算策定、さらに計画を執行・意思決定する学部長会、理事会によって実行されており、それぞれ規定や要綱によって定められている。これらの組織（自己点検・評価全学委員会、学長スタッフ会議、学部長会・連合教授会）の事務局は、「教学企画部教学企画事務室」が担っており、特に教育研究に関する側面での内部質保証システムではスムーズな連携を可能としている。

この自己点検・評価と年度計画における内部質保証システムのうち、外部有識者が関与するのは、点検・評価報告書を評価し、重点的な改善方策を理事長、学長に提言する評価委員会の委員である。評価委員会は、理事会メンバー、学部長会メンバーと外部有識者によって構成され、教学・法人が一体となって改善事項について共通認識を深める場となっている。ここに外部有識者が参画することで、客観性が担保されると同時に、大学構成員も委員であることから、現実と乖離することのない実質的な改善方策が立案、実行されている仕組みとなっている。

また、法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会における予算委員会の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度) 予算委員会審議報告書」(資料10-12)を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の執行および予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度) 予算委員会要望事項について(回答)」として、理事会の意思決定、予算執行についての振り返った結果を報告する仕組みとなっている。

理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。

認証評価の関係では、専門職大学院ガバナンス研究科が2011年度に認証評価を受審し、「公共政策系専門職大学院基準に適合している」との認定を受けた。

② 内部質保証を掌る組織の整備

本学は、1992年3月に、大学設置基準改正を受けて自己点検・評価の実施を学則に明記し関連規程を整備し、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得た。以来、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において自己点検・評価を実施し、報告書を取りまとめ、改善に資するよう活用してきた。2006年4月には、従来の関連規程を廃止し、新たに「明治大学自己点検・評価規程」が施行された。これは学校教育法の改正に伴い、学長を中心とした学園全体としての総合的な自己点検・評価体制とするためのものであった。

新たな規程では、3種類の委員会で自己点検・評価体制を組織している。まず、学長を委員長として、自己点検・評価の基本方針、実施要綱の作成等を担い、全学的な視点で評価を行う「自己点検・評価全学委員会」、全学委員会の方針に基づき各部署単位の自己点検・評価を実施する「各学部等自己点検・評価委員会」、そして、理事長を委員長として外部委員を含み、全学委員会がとりまとめた点検・評価報告書を評価し、改善方策を提言する「自己点検・評価委員会」である。

自己点検・評価の手順は次のようになっている。全学委員会からの点検・評価の基本方

針、実施要項に従い、各学部等の各学部等自己点検・評価委員会（約 45 の委員会）が各学部等の点検・評価報告書を作成し、この点検・評価の結果に基づき、学長を委員長とする全学委員会は総合的な自己点検・評価を実施し、評価としてコメントを作成する。また、全学委員会が実施した自己点検・評価の結果は、理事長を委員長とする評価委員会に提出され、評価委員会では第三者的視点から評価し、改善方をまとめ、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。全学委員会は年 2 回、評価委員会は年 1 回の開催が標準である。事務局は、教学企画事務室が担当している。年度計画の作成、教学政策の策定、施設整備計画の調整等の担当との兼務で主に 2 名が担当している。報告書の作成・点検に係る打ち合わせは、担当教員と事務局の間で月 2 回～4 回程度行っている。

また、自己点検・評価の結果を受けて、大学全体の方針・計画を立案し、予算案を審議・調整するのが、学長を中心に、副学長、学長室専門員等で構成する「学長スタッフ会議」である。学長スタッフ会議では、自己点検・評価報告書をもとに、次年度の学長方針を立案し、各部署に年度計画の立案、政策的経費要求の計画を指示し、提出させる。学長スタッフ会議では、提出された年度計画、予算要求が自己点検・評価結果を反映しているか、学長方針に沿ったものになっているのかを確認し、さらに学部等の要望を的確に捉えるため、学部長等の執行部から要望を聞く「学長ヒアリング」を開催する。ヒアリング結果を反映し、教学としての計画書をまとめ、理事長に提出する役割もっている。さらに、秋には各部署単位で要求する細かな予算要求についても、評価結果を反映したものであるのか、資料を作成し、重点要求事項の絞り込みを行う審議を行っている。

このように、本学の内部質保証は、自己点検・評価（委員会、報告書）と、年度計画・予算（学長スタッフ会議、年度計画書・予算要求書）が対となって、P D C A サイクルを回し、内部質保証システムの根幹的な組織となっている。この他、三様監査の実施による点検や、評価委員会の外部委員による点検・評価報告書の評価等、多様な手法で質を担保する仕組みを確保している。

また、学内の評価者育成や本学の内部質保証システムの向上を目的に、大学基準協会に委員等として教職員を派遣している。2010 年度に、大学評価委員会委員候補者 1 名、大学評価分科会評価委員候補者 4 名（教育職員 3 名、事務職員 1 名）を推薦した。2011 年度からの 2 年間委員として登録され、評価委員等として認証評価活動に関わっている。また、その他の委員候補者として、法科大学院認証評価委員に 2 名、経営系専門職大学院基準委員会委員に 1 名を推薦しており、継続して評価人材の育成に取り組んでいる。

③ 自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

○ 年度計画書との整合

自己点検・評価の結果は、それぞれの当該機関・部署において改善・改革を図り、全学的な問題点・課題については、関連する機関・部署で改善・改革を図ってきた。

自己点検・評価活動は単独で行われるものではない。P D C A マネジメントサイクルの一部分を構成する活動で、明治大学では、P l a n（『年度計画書』の作成）と、C h e c k（点検・評価報告書の作成）が対となって、大学の質向上を図っている。改善・改革について必要な財源については『年度計画書』の作成過程において、慎重な審議が行われる。

○ 評価委員会からの評価結果の反映

「明治大学自己点検・評価規程」により、理事長を委員長とする評価委員会が設置されている。評価委員会は、理事長、学長、常勤理事2名、各学部長及び大学院長9名、学識経験者7名の計20名で構成されている。評価委員会は自己点検・評価のプロセスに実効性をもたせるため、全学委員会から提出される自己点検・評価報告書を第三者的視点から評価し、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。また、評価委員会からの評価結果は、当該年度の自己点検・評価報告書とともに大学ホームページに掲載し、学内外に公表している。

○ 認証評価結果に基づく「改善アクションプラン」制度の実施

認証評価結果の「指摘事項」「助言事項」を着実かつ確実に改善を図ることを目的に、指摘事項、助言事項の単位で改善計画を立案、進捗管理を行う『認証評価結果に基づく改善アクションプラン（3ヵ年計画）』（以下、アクションプラン）を制度化し、全学的に80プログラムを策定・実行している。認証評価結果は漏れなく改善計画の進捗管理がなされ、改善に向けて効果的な手段を講ずることが可能となっている。

④ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

学校法人に監査室をおき、監事とともに、内部監査を定期的実施している他、私立学校法第37条第3項及び同法人寄附行為第15条の定めに基づく監事による監査、私立学校振興助成法第14条第3項の定めに基づく公認会計士（独立監査人）による監査を行っている。これら監査では、法令及び校規に基づき、学内において処理される業務が適正に執行されているか否かを監査している。監査結果は、理事長に報告され、改善等が必要であると判断される場合には、理事長は、当該担当理事を通じて、当該部署長にこれを指示することとしており、監査報告書はホームページにおいて公表している。

個人情報の保護については、既に整備されている学内校規及びガイドラインに基づき、運用が図られている。また、個人情報の適正な取扱いが図られるように、個人情報の保護に関する研修会について、明高中教職員を対象として実施した。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

本学では、認証評価機関である大学基準協会の方針を考慮しながら、毎年行っている自己点検・評価のプロセスにおける「全学委員会によるコメント」や「評価委員会による評価結果」をもとにプロセスの改善を図っており、各年度の自己点検・評価の依頼の際の基本方針に反映されている。個人レベルでは、授業評価を中心に教育開発支援センターなどで充実を図っている。

② 教育研究活動のデータベース化の推進

○ 研究者・研究業績データベース

専任教員データベースを構築し、これに Oh-o!Meiji システムを通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新することができる環境を整備している。このデータベースに蓄積されたデータは大学ホームページ（資料10-13）や ReaD（研究開発支援総合ディレクトリ）で公開されるほか、認証評価や各種の統計資料に利用されている。

○ 学内情報の収集と学外への公表（学事記録、概況資料集等）

当該年度の大学の活動記録である『学事記録』と、年度推移や他大学との比較に焦点

をあてた『概況資料集』を、関係部署の協力の下、経営企画部企画課が必要な情報を集約し、作成している。

完成後は、理事会をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、『概況資料集』のデータを MICS に掲載し、教学の発展方策や経営判断資料作成等、多元利用に供することとしている。

また、学校教育法施行規則の改正に伴う教育情報の公表に対応するため、学事記録、概況資料集に掲載したデータを必要に応じて抜粋し、大学ホームページ上で公表した。
(資料 10-9)

なお、2005 年度から私立学校法の改正による財務情報の公開に伴い、「事業報告書」の作成・閲覧が義務付けられ、以降毎年度『事業報告書』の作成・発行について経営企画部と財務部とが共同して実施し、大学ホームページ(資料 10-14)に掲載している。

○ 自己点検・評価情報の作成と公表

自己点検・評価に関わる情報は、従来は自己点検・評価のプロセスにおいて、独自に各部局の蓄積したデータを利用して作成してきたが、今後は学内の総合的なデータベースを作成し連動させる検討を開始した。公表については、これまでホームページにも公表されている報告書に多くのデータが記載されていたが、総合的なデータベースと連動して作成を検討している。

③ 学外者の意見の反映

○ 評価委員会からの評価結果の反映

理事長を委員長とする評価委員会には、学識経験者 7 名が入っておりその中には、外部の委員も含まれている。評価委員会の評価は公表され、次年度の計画に生かされている。

次年度の計画にどのように生かされたかについては、当該年度の自己点検・評価報告書の冒頭に「評価委員会『評価結果』による改善進捗状況」として、過去 3 か年間に指摘のあった事項について、改善状況を報告している。

④ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応

本学に対する文部科学省からの指摘や、大学基準協会からの勧告を受けたことはないが、今後もし文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告等があった場合は、自己点検・評価全学委員会を対外的な窓口として、学部等自己点検・評価委員会で対応することになっている。

2007 年度の大学評価において、「大学基準に適合している」という「認証評価結果」を得た。その際、勧告事項は無かったが、12 件の助言が付された。これらの指摘については、2011 年 7 月に「改善報告書」を提出した。

本学では、これら認証評価結果の「指摘事項」「助言事項」を着実かつ確実に改善を図ることを目的に、改善計画を立案、進捗管理を行う『認証評価結果に基づく改善アクションプラン(3 年計画)』を制度化し、2008 年度から計画的な改善活動を行っている。2010 年度末にはその改善結果にはとりまとめた。2011 年 7 月に『認証評価結果に基づく改善アクションプラン(3 年計画)』を基に「改善報告書」を作成し、大学基準協会に提出した。

『教育・研究に関する年度計画書』の作成にあたり「2007 年度の大学基準協会からの認

証評価結果を十分に踏まえること」を注意事項として依頼し、指摘された事項はもれなく年度計画に記載され、必要な予算措置等が行われている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 本学では自己点検・評価を毎年行ない、基本方針はそのプロセスでの全学委員会のコメントや評価委員会の評価を加味して毎年見直している。特に報告書での図表などをできるだけ共通フォーマット化して、より見やすく分かり易くなり、効果的な点検・評価につなげることができた。
- ・ 認証評価結果への対応を明確にするために、認証評価による助言事項、指摘事項に対応した部分について下線を付し、漏れなく、重点的に改善できるよう工夫し、さらに、アクションプランを作成することで、認証評価結果を漏れなく教学政策のPDCAサイクルに取り込むことにつながった。
- ・ 広報誌「じこてんニュース」を創刊し、啓蒙に努めた。

(2) 改善すべき点

- ・ 評価委員会の評価結果や、全学委員会の評価コメントを、予算プロセスに生かすための仕組み、工夫を行っているが、改善項目の重点化、戦略の優先順位づけにとどまっている。予算の傾斜配分など今後も検討する余地がある。
- ・ 2007年度の認証評価結果において「研究業績の公開は、インターネットを利用した「Oh-o!Meiji システム」において統一した様式で記載されているものの内容・量ともに個人差が認められるので、全教員統一して記載を行うことが望まれる。」という指摘がなされたことについて、2009年2月、システムの使い易さに配慮しバージョンアップを行った。しかしながら、未だに全教員が記載するに至っていない。さらに周知徹底する必要がある。
- ・ 長期計画に連動した財務計画、施設計画については、教職員をはじめとしたステークホルダーに対して明示されているとは言い難い。
- ・ 情報公開請求に対応する規定、組織、窓口を設けていないため、各部署において個別対応に任せ、統一された対応が必ずしもなされていない。
- ・ 概況資料集及び学事記録には貴重な大学の情報が集約されているが、掲載されているデータは従来からの慣習に則った内容や体裁となっており、利用者のニーズに十分対応出来ない面もある。また、冊子による情報提供手段は、データの2次利用の点からも利便性が低い。これらの情報について、より一層の有効活用を図るという観点から、掲載情報や提供方法の見直しが課題である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 基準協会の新基準への対応を図りながら、全学委員会のコメントや評価委員会の評価などを生かし、年度計画書とのより一層の一体化を図り、予算のプロセスとの連動をさらに進める。
- ・ 新基準での自己点検・評価システムで求められる方針の策定やエビデンスのためのデータの集約の制度化とデータの公表の方法を検討する。

- ・ 広報誌「じこてんニュース」を適宜発行し、教職員への理解をさらに進め、評価技法の一般化を図る。
- ・ 情報公開請求に対する規定、組織、専門窓口の設置について検討する。
- ・ 学事記録、概況資料集の有効活用を図るため、冊子の発行を見直し、電子媒体による情報提供の検討を行う。その具体的な方法等について企画課で検討を進める。報告書に記載する内容を精選し、端的にわかりやすくさせるべく、記述の仕方を全学委員会で検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

次回2014年度の認証評価への態勢を整える。自己点検・評価体制の実質化と、学内各種データの効率的統合・運用を図り、IR機能の構築、マネジメントツール化につなげる。

5 根拠資料

- 資料10-1 自己点検・評価の基本方針（自己点検・評価全学委員会）
- 資料10-2 明治大学自己点検・評価規程
- 資料10-3 2010年度自己点検・評価報告書（自己点検・評価全学委員会）
- 資料10-4 2010年度自己点検・評価報告書に対する評価委員会による評価結果（評価委員会）
- 資料10-5 改善アクションプラン（3か年計画）（自己点検・評価全学委員会）
- 資料10-6 明治大学広報
- 資料10-7 明治大学ホームページ（財政状況）
<http://www.meiji.ac.jp/zaimu/index.html>
- 資料10-8 M-Style
- 資料10-9 教育情報の公表
<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/index.html>
- 資料10-10 学校法人明治大学予算管理要綱
- 資料10-11 明治大学自己点検・評価ニューズレター「じこてん」（教学企画事務室）
- 資料10-12 （各年度）予算委員会審議報告書
- 資料10-13 明治大学ホームページ（専任教員データベース，研究・知財戦略機構）
<http://www.meiji.ac.jp/research/index.html>
- 資料10-14 明治大学ホームページ（事業計画書）
<http://www.meiji.ac.jp/chousaka/plan/index.html>